

4月から全国でスタート！

- 保護者が働いていなくても保育園などに行かせられる

こども誰でも 通園制度

※本事業は、令和8年度予算の成立を前提としたものです



こども誰でも通園制度とは？

ふだん保育園などに通っていない子どもを対象に、保育園などの集団生活の体験を通してよりよい成長や発達につなげる制度。家庭ではできない新しい経験ができ、保護者の育児の悩みにも経験豊富な保育士が応えます。

対象のこどもは？

利用日時点で0歳6ヶ月～満3歳未満（3歳の誕生日の2日前）で、保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない子ども

※保護者の就労要件は問いません

⚠ 利用前に、利用認定申請・事前面談・利用予約が必要です。

▶ 利用認定申請受付 3月1日(日)～

▶ 利用開始 4月1日(水)～

▶ 申請方法 右記のQRコードから申請

※こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度専用のオンラインシステム

「総合支援システム」を利用します

▶ 利用可能時間 こども1人につき月10時間まで

▶ 利用料 1時間につき300円（見込み）

※施設により異なります

※ミルクなど、実費負担が必要な場合があります



▶ 実施施設

○りありのきっず愛媛西条（明屋敷657-5）

平日10時～12時、14時～16時

○西条市立東予南こども園（石田397-1）

平日9時～12時

○飯岡保育園（飯岡3240-2）※5月1日開所予定

平日9時30分～12時、13時～16時

※実施施設の最新情報は市ホームページのほか、

総合支援システムから検索できます

※市外の施設も利用できます

